

### (例) 前年度と今年度の市・府民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

#### 1 特別徴収を開始する初年度の納め方

徴収方法	納付書や口座振替で納める(普通徴収)		年金から引き落とし(特別徴収)		
	徴収月	1期(6月末)	2期(8月末)	10月	12月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

#### 2 前年度に特別徴収だった人の翌年度以降の納め方

徴収方法	年金から引き落とし(特別徴収)					
	仮徴収			本徴収		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度の年税額の1/6ずつ			(本年度の年税額-仮徴収)の1/3ずつ		

10月から新たに年金特別徴収の対象となる人(4月1日現在65歳以上で、介護

### 特別徴収の初年度

【表1】

保険料が年金特別徴収とされている人は、年金にかかる市・府民税の年税額の4分の1ずつを今までどおり納付書または口座振替(普通徴収)で納めていた

## 公的年金からの市・府民税の年金特別徴収について

年金特別徴収は65歳以上の人の公的年金にかかる市・府民税を年金支給時(年6回)に年金から天引き(特別徴収)し、市に納付する制度です。この制度は、納税方法を変更するもので、市・府民税の税率や税額が変わったわけではありません。なお、納税方法は選ぶことができます。

### 翌年度以降は8月まで仮徴収

【表2】

年度の前半(4月、6月、8月)は、前年度の税額の6分の1ずつを年金から特別徴収(仮徴収)します。6月に市・府民税額が決まった本年度の後半(10月、12月、2月)は、年税額から仮徴収した税額を差し引いた残りの税額を年金から特別徴収(本徴収)します。

### 特別徴収が中止になる場合

次の①～⑤のいずれかに該当する場合は、特別徴収が中止され、納付書か口座振替による納付(普通徴収)に変更となります。

- 1 介護保険料の年金からの特別徴収が中止となった
- 2 年度途中で転出した
- 3 死亡した
- 4 税額に変更があった
- 5 1回あたりの特別徴収税額が年金から介護保険料を差し引いた残りの受給額より大きくなった

※年金からの特別徴収の中止処理に時間がかかるため、中止の時期に特別徴収される場合があります。その場合、特別徴収された税額は後日還付されますので、ご了承ください。

※①、②、④については、一定の要件の下、特別徴収が継続される場合があります。

☎ 税務課市民税係 (☎983-2164)

## 国保の届け出は14日以内に

	届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
加入する場合	八幡市に転入したとき	転出証明書
	子どもが生まれたとき	国民健康保険証、親子健康手帳
	他の健康保険等を脱退したとき	健康保険等の脱退証明書
	生活保護が廃止されたとき	保護廃止決定通知書
脱退する場合	八幡市から転出するとき	国民健康保険証
	家族が死亡したとき	国民健康保険証、死亡を証明するもの
	他の健康保険等に加入したとき	国民健康保険証、新しい健康保険証
	生活保護を受けるようになったとき	国民健康保険証、保護開始決定通知書
その他	市内転居、氏名変更、世帯主変更	国民健康保険証
	保険証の紛失や汚れて使えなくなったとき	国民健康保険証または本人確認書類
	修学のため、家族がほかの市町村に住むとき	国民健康保険証、在学証明書

※届け出にはマイナンバーの記入が必要となるため、マイナンバーカードまたは個人番号通知カードと本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が届け出を行う時は、前述の書類のほか、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

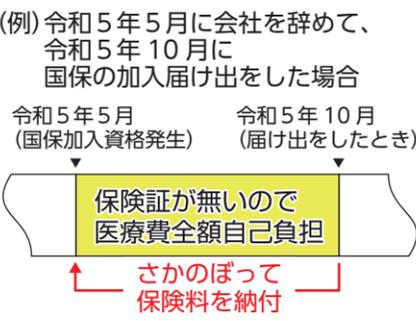
私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、国民健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合けんぽ)、健康保険組合(組合けんぽ)、共済組合などの健康保険があります。

国民健康保険(国保)は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居していない)も加入できる場合があります。加入しない場合は、健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。

加入手続きが遅れると、届け出をした日からではなく、国保の加入資格が失

交通事故にあった時は、すぐに国保医療課に届け出てください。届け出をすれば国民健康保険証を使って治療を受けていただけます(一時的に国保が医療費を立て替え、加害者に請求します)。

交通事故にあった時も届け出を



## 市税等の納付

市・府民税(第3期分)、国民健康保険料(第5期分)の納期限は10月31日(火)です。納期限までに市税取扱金融機関やコンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay)、市役所にて納付してください。口座振替の申し込みは、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替

依頼書を市税等取扱金融機関(市外の金融機関には同依頼書がない場合あり)や市役所にご提出ください。※ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。※納期限までに納付がない場合は督促状(督促手数料100円を加算)を送付し、京都府と京都市を除く府内

## 便利な口座振替のご利用を

25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。今年4月から

地方税の納付がさらに便利に

市・府民税(普通徴収)や固定資産税の納付書に印刷された地方税統一QRコード(eLQR)を利用

すると、全国のeLQR対応金融機関や八幡市役所、コンビニ、スマホ決済、地方税お支払サイトで納付することが出来ます。

※詳しくは市ホームページ(QRコード)からアクセス可をご覧ください。



## 東部地区の地域窓口廃止のお知らせ

東部地区の地域窓口(京都やましろ農業協同組合八幡市支店内)を今年の12月28日をもって廃止いたします。

今後、戸籍謄本や住民票、印鑑証明などが必要な人は、市役所や他の地域窓口、マイナンバーカードを利用したコンビニ交

付サービスをご利用ください。ご不便をおかけいたしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

☎ 市民課 (☎983-2759)